

日本の韓国保護政策と韓国におけるイギリスの領事裁判権 —梁起鐸裁判をめぐる—

The Japanese Korean Protection Policy and the Consular Jurisdiction of Britain in Korea The Trial against Yang Ki-taik

博士後期課程 史学専攻 1997年度入学

小川原 宏 幸
OGAWARA Hiroyuki

目次

1. はじめに
2. 国債報償事件の表面化と梁起鐸の抑留
3. 梁起鐸事件をめぐる日英交渉
4. 梁起鐸引き渡しをめぐる日英交渉
5. 梁起鐸裁判
6. おわりに

1. はじめに

第2次「日韓協約」により韓国を保護国とした日本は、韓国と通商条約を結んでいる関係各国と同協約を通告すると同時に、この協約に抵触しない範囲で各国の対韓通商条約を現状のまま維持することを宣言した。各国が韓国にもっていた領事裁判権を含む治外法権や特許条約などの権利を継続することを承認したのである。しかし統監府による韓国司法制度整備事業は、日本が各国に通告した宣言に反し、関係各国の韓国における領事裁判権を撤廃することを明らかに意図していた。各国の領事裁判権の存在が日本の韓国保護政策に支障をきたすものと統監府が認識したためである¹⁾。

筆者は、別稿において、各国の領事裁判権の存在が日本の保護政策を阻害するものであったこと、

¹⁾ 拙稿「日本の韓国司法権侵奪過程—韓国司法及監獄事務を日本政府に委託の件に関する覚書」をめぐる—」(『文学研究論集(明治大学大学院)』第11号, 1999.9) 参照。

および領事裁判への統監府の対応策を、イギリス人ベッセル (Ernest T. Bethell) を事例として具体的に論じた²⁾。韓国におけるイギリスの治外法権ゆえに、統監府は、ベッセルを発行人とする『Korea Daily News』および『大韓毎日申報』の反日的言動を直接取り締まることができなかったのである。朝鮮人の反日言論がイギリス国民であるベッセルと結びつくことを恐れた統監府および日本政府は、ベッセルの反日言論を封じるためにイギリス政府と交渉してベッセルの追放を画策した。しかしイギリスの領事裁判権の壁に阻まれ、これを果たすことができなかった。2度の裁判でベッセルの追放に失敗した統監府は、国債報償金費消疑惑を利用し、いわゆる梁起鐸裁判によりベッセルおよび『大韓毎日申報』への攻撃を試みたのである。

本稿は、ベッセルの反日的言動に対する日本の対応策として、イギリスとの外交交渉を考察した前論考の続編であり、同論考と基本的な問題関心を一にしている。すなわち、韓国における列強の領事裁判権の撤廃を統監府が意図した背景を明らかにするため、ベッセルの反日的言動に対する統監府の対応とその限界を韓国におけるイギリスの領事裁判権とのかかわりから考察する。本稿でとりあげる大韓毎日申報社の総務であった梁起鐸³⁾に対する裁判は、直接的には、愛国啓蒙運動の一環である国債報償運動における国債報償金費消疑惑をめぐるものである。しかし統監府は、同事件の捜査および公判を通じ『大韓毎日申報』およびベッセルに対する韓国民衆の信用の失墜を図ろうとした。つまり梁起鐸裁判は、度重なるイギリスとの外交交渉によっても根本的な対処を図ることができなかったベッセルおよび『大韓毎日申報』に対する、統監府による新たな対応策だったのである。統監府は、梁起鐸裁判を通じたベッセルの告訴という展望を事件の公判準備段階にはもっていた。すなわち、3度目のベッセル裁判を企図したのである。本来、梁起鐸裁判は、韓国国民である梁起鐸に対する韓国政府の裁判管轄権の範疇の問題である。しかし、捜査の過程で国際問題化し、イギリスなど各国の領事裁判権との関係が不可避となった。イギリス側、特に駐韓イギリス総領事の抗議に統監府は直面することとなったのである。

先に挙げた問題関心との関連において、本稿では、国債報償金費消疑惑から梁起鐸裁判に至る過程を日本とイギリスの外交交渉の面から考察する。また最終的に梁起鐸は無罪判決を受けるが、これは日本政府、特に日本に帰国していた統監伊藤博文の政治的意図が大きく反映されたものであった。伊藤統監はイギリスとの関係を良好に保つためにこのような措置をとったが、同時に、裁判過程におい

²⁾ 拙稿「日本の韓国保護政策と韓国におけるイギリスの領事裁判権—ベッセル裁判を事例として—」(『駿台史学』第110号, 2000.8) 参照。

³⁾ 梁起鐸 (1871-1938) は、大韓帝国期から植民地期にかけての啓蒙運動家、独立運動家。平壤出身。漢城外国語学校で英語を学び、1895年、アメリカ人ゲール (J. S. Gale), 父梁時英とともに『韓英字典』を編集。翌年独立協会に加入した。また、長崎商業学校で朝鮮語教師として2年ほど滞在するとともに日本語を学ぶ。1904年、ベッセルとともに『大韓毎日申報』を創刊し、総務として業務に従事した (鄭晋錫『大韓毎日申報와 裴説』나남 (서울), 1987, pp. 148-159)。1907年、新民会に参加し、幹部となるが、1911年、いわゆる105人事件の首謀者として投獄される。1920年代、中国東北部に渡り独立運動に尽力。上海臨時政府では国務領を首班とする内閣責任制である国務領制が第2次改憲により採用されると、国務領に選任された。中国で客死。

て梁の公判を統監府による司法制度改革の内外への宣伝策として利用しようとした。そのため、梁起鐸裁判を、ベッセルへの対応策という視点とともに統監府による韓国司法制度改革という観点も併せて見ていく。

なお、史料引用に際し、読みやすさを考えて旧字体は新字体に改め、句読点を適宜施した。史料中の〔 〕は筆者註であり、下線部分も筆者による強調である。引用資料中、英語、朝鮮語文献は拙訳であるが、逐一これを断らなかつた。また、大韓帝国の首都名に「ソウル」を用いたが、引用史料についてはその限りでない。

2. 国債報償金費消事件の表面化と梁起鐸の抑留

1907年10月の第1次裁判および1908年6月の第2次裁判と、2度の裁判を画策したにもかかわらず、統監府はベッセルの韓国外追放に失敗した⁴⁾。ベッセルは、在上海イギリス総領事館付設監獄での3週間の禁錮刑が終了すると、1908年7月中旬には上海を出発し韓国に再入国した。ベッセルには6ヶ月間の善行保証が課されていたが、その期間が終了すれば反日的言論活動を再開する可能性があった。ところが、1908年7月にいわゆる国債報償金費消疑惑が表面化する。この事件を利用して、統監府は『大韓毎日申報』およびベッセルに対する朝鮮民衆の信用の失墜を図った。いわゆる梁起鐸事件である。

まず、愛国啓蒙運動の一環として行われた国債報償運動について、大韓毎日申報社との関連から概要をまとめておく⁵⁾。

国債報償運動の始まった1907年初め、日本政府が韓国政府に貸し付けた借款は1,150万円に上っていたが、この数字は韓国政府の歳入予算の1.5倍強に当たるものであった。この韓国政府の対日借款を韓国民衆の義援金により償還しようというのが国債報償運動の目的である。1907年1月に大邱で、「韓国現在ノ財政ハ、到底之〔日本からの借款〕ヲ返還シ難キヲ以テ、韓国ノ疆土ハ借款ノ為、遂ニ日本ノ有ニ帰スルヤ必セリ。故ニ日本ノ借款ヲ返還スルハ韓国刻下ノ急務ニシテ亦忠愛ナル国民ノ義務ナリ」⁶⁾と唱えて始まったこの運動は、次第に全国に広まっていった。運動の進展に伴い義援金集計のため国債報償志願金総合所（以下、総合所と略記）が設立され、国債報償運動の中心的機関の一つとなった。総合所の設立趣意書は『大韓毎日申報』に掲載され、その事務所は大韓毎日申報社内には置かれた。また、皇城新聞社に対しても、報償運動開始以来、全国各地から義援金が送金されており、1907年7月以後の中央における義援金集計機関は、総合所と皇城新聞社がその中心となっていた。

⁴⁾ 前掲拙稿 [2000] 参照。

⁵⁾ 以下、田口容三「李朝末期の国債報償運動について」（『朝鮮学報』128, 1988.7）、鄭晋錫「国債報償運動과 言論의 역할」（慎鏞廈・呉斗煥・趙恒来・朴容玉・鄭晋錫『日帝經濟侵略과 国債報償運動』아세아문화사, 1994）参照。

⁶⁾ 伊藤統監発林外相あて機密統警発第33号, 1907.6.22（『日本外交文書』（以下、『日外文』と略記）40/1, p. 566）。

『大韓毎日申報』、『皇城新聞』、『帝国新聞』、『万歳報』といった諸新聞は、報償運動を支持するキャンペーンを行い、国債報償運動の全国的拡大に寄与した。『大韓毎日申報』は当初、運動への支持と朝鮮民衆の愛国心への賛同を示しながらも、借款返還という目的は現実的に不可能であるとして運動には消極的であった。しかし、1907年3月末に総合所臨時事務所が大韓毎日申報社内に置かれると、同社が義援金を受け入れること、義援者の名前と金額を掲載すること、義援金を電気会社に預け入れ、巨額に達したときは世界の有名な会社や銀行に預金するとする特別広告を出し(1907.4.4)、積極的に国債報償運動に関与するようになった。統監府は、国債報償運動を「国債償還＝名ヲ藉リ、排日主義ヲ鼓吹セントスルカ又ハ私利ヲ貪ラントスル」反日的運動と見ていたが、現在広がっている運動自体については「金員ハ何人カ之ヲ費消シ現存セスト云フ。右ノ如キ状況ナルヲ以テ漸ク破綻ヲ来シ、之ヲ賛スルモノ亦漸ク減少シ今ヤ衰滅ニ傾キツツアリ」⁷⁾と軽視していた。

ところで、ベッセルに対する第2次裁判が行われた1908年6月ごろ、大韓毎日申報社内に設置された総合所の義援金が濫費されているという風説が流れた。義援金濫費の噂について警察が内偵を進めていたところ、たまたま李東暉、鄭永沢、李星鎬⁸⁾の3人が内部大臣宋秉畷に皇城新聞、大韓毎日申報、帝国新聞の3紙と、その他の集金所の調査を請願したため、宋内相は総合所の義援金の調査を命じた。7月上旬には、韓国警察(警視総監一丸山重俊)当局は総合所の義援金費消に、元大韓毎日申報社長ベッセルと本社総務であり総合所の会計であった梁起鐸が関与していると推定しており⁹⁾、7月12日、梁に警視庁への同行を求め、取り調べを行った¹⁰⁾。梁は大韓毎日申報社に居住していたが、丸山警視総監は、梁を同行する際に用談があるとして梁に出頭を求め、警視庁に留置した¹¹⁾。丸山が、大韓毎日申報社へ立ち入り梁を直接連行するのではなく、彼を出頭させたのは、イギリス国民が所有する建物内で韓国国民を逮捕することが、「韓英修好通商条約」第3条9項¹²⁾に抵触するものであったからである¹³⁾。すなわち、丸山の行動はイギリスの治外法権侵害を回避するための措置だった。また、5月の『大韓毎日申報』押収に際しての駐日イギリス大使館の抗議も念頭に

⁷⁾ 同上。

⁸⁾ 鄭晋錫によれば、統監府は、最後まで義援金費消調査請願者をイギリス側に明らかにしなかった(前掲鄭晋錫[1987] p. 402)。

⁹⁾ 丸山警視総監発鍋島外務部長あて警秘第248号, 1908.7.4 (『駐韓日本公使館記録』(以下、『駐韓公使館記録』と略記) 33, 国史編纂委員会(京畿道), 1993, pp. 211-214)。

¹⁰⁾ 曾禰副統監発伊藤統監(在大磯)あて第10号, 1908.7.23 (『駐韓公使館記録』 33, pp. 6-7), 丸山警視総監発伊藤統監あて警秘第268号, 1908.7.25 (『駐韓公使館記録』 33, pp. 10-11)。

¹¹⁾ 伊藤統監発林外相あて第116号, 1908.7.13 (『日外文』 41/1, p. 791)。

¹²⁾ 「韓英修好通商条約」第3条9項「もし韓国法をおかした韓国国民が、イギリス国民により所有される場所や商船に逃げたときは、イギリス領事は韓国官憲からの求めを受けて逮捕されるよう手続きを図り、裁判のために引き渡すものとする。しかしイギリス領事の適切な許可がなければ、韓国官憲は、イギリス国民の同意なく彼の建物に入らないこととし、また担当職員の同意なくイギリス商船に乗船しないものとする」(統監府編『韓国条約類纂』1908, p. 151)。

¹³⁾ “Annual Report on Japan for the year 1908”, FO371/688, p. 176。

置いた行動であったと考えられる¹⁴⁾。そして韓国警察は、皇城新聞社および帝国新聞社に対しても警部を派遣し調査を行った¹⁵⁾。また、梁の陳述に従い、義援金不正事件に深くかかわっていると見て、ベッセルをはじめマルタン (Martin : フランス人)、コールブラン (H. E. Collbran : アメリカ人) の各外国人に対しても捜査を行うため、彼らに対する調査をイギリス、アメリカ、フランス各国総領事に依頼した¹⁶⁾。見られるように、韓国警察は、捜査の初期段階でまず梁を留置し、その供述に従って捜査を進めていったのである。

ところが、梁起鐸が留置された翌13日、駐韓イギリス総領事コーボン (Henry Cockburn) は、「梁カ「ベセル」裁判ノ際、証人トシテ「ベセル」ニ有益ナル陳述ヲ為シタルニ當リ、之カ為メ将来逮捕セラル、コトナカルヘシトノ保護ヲ与ヘアル」にもかかわらず梁を逮捕したことは不当であるとして、梁の放免を請求した¹⁷⁾。イギリス総領事は、梁の拘引を、ベッセル裁判において被告側証人であった梁への報復であるにとらえた。梁はベッセル裁判への出廷に当たって、「殺人罪ヲ犯シタル場合ノ外、逮捕又ハ処罰セラレサルノ保証ヲ日韓官憲ヨリ与ヘラレ」¹⁸⁾ ていたからである。これに対し統監府は、「〔梁起鐸の拘引は〕「ベセル」裁判事件トハ何等ノ関係ヲ有セサルニ依リ、之〔梁起鐸の放免請求〕ニ応スル能ハス。殊ニ右梁ハ罪人トシテ逮捕シタルニアラス、単ニ取調ノ為メ出頭ヲ命ジ、其之ニ応シ出テ来リタルヲ其儘留置キタルニ過キサル」¹⁹⁾とイギリス総領事に弁明した。統監府は、梁の拘引はあくまでベッセル裁判とは別件であり、また単に取り調べのための抑留であることを強調し、イギリス総領事による梁の放免請求を拒否した。またイギリス総領事は後日、梁の留置に関する司法手続きについて照会したが、統監府は「韓国ニハ未ダ刑事訴訟法ナケレハ、従来ノ慣行ニ依リ令状ヲ用ヒサル旨ヲ答へ、其後、警察官ハ梁ヲ嫌疑者トシテ漢城裁判所検事ニ送致シタル旨」²⁰⁾を回答している。すなわち梁起鐸拘引の「不規律」を追及するイギリス総領事に対し、統監府は、韓国司法制度の未整備を盾にこれをしりぞけたのである。

駐韓イギリス総領事の抗議について、統監府から報告を受けた外務省は、7月16日、梁起鐸抑留およびイギリス総領事の抗議の経緯を駐イギリス大使小村寿太郎に通知するとともに、「外国人中ニハ本件ヲ重大視スル者アル趣ニ付、事実ヲ誇大ニシ電報スルコトアルヤモ難計」ため、誤報が伝わった場合に対処するよう訓令した²¹⁾。イギリス総領事および在韓外国人の非難を想定した外務省の措置であった。

しかし外務省が憂慮した通り、駐韓イギリス総領事は直ちに本国政府に報告し、イギリス側は日本

14) 前掲拙稿 [2000] 参照。

15) 丸山警視総監発古谷秘書官 (在大磯) あて報告, 1908.7.23 (『駐韓公使館記録』33, p. 8)。

16) 曾禰副統監発伊藤統監 (在大磯) あて第9号, 1908.7.22 (『駐韓公使館記録』33, pp. 5-6)。

17) 前掲伊藤統監発林外相あて第116号 (『日外文』41/1, p. 791)。

18) 曾禰副統監発寺内兼任外相あて第141号, 1908.8.12 (『日外文』41/1, p. 794)。

19) 前掲伊藤統監発林外相あて第116号 (『日外文』41/1, p. 791)。

20) 曾禰副統監発伊藤統監 (在大森) あて第24号, 1908.7.30 (『駐韓公使館記録』33, p. 16)。

21) 前掲伊藤統監発林外相あて第116号註 (『日外文』41/1, p. 792)。

政府に抗議を行った²²⁾。イギリス外務省は、駐日イギリス大使マクドナルド (Claude M. MacDonald) を通じ、7月19日付で外務省に、梁起鐸の保釈と梁への接見、そして早期の公判開始を要求した。さらに、今後の梁への対応いかんによって、朝鮮人をイギリスの裁判に証人として召喚することが不可能となり、その結果、領事裁判を行うことができなくなりかねないと通告した。梁の拘引、抑留は、イギリス政府の抗議によって日英間の外交交渉上の懸案となるに至ったのである。

3. 梁起鐸事件をめぐる日英交渉

7月14日にソウルを離れ日本に帰国していた伊藤統監は、イギリス政府の抗議を受け、イギリス政府への回答の必要上、捜査の進行状況、義援金費消調査請願者の姓名、他の新聞社の取り調べに関する事実関係を報告するよう副統監曾禰荒助に訓令した²³⁾。伊藤が懸念したのは、イギリスが、梁起鐸の抑留をベッセル裁判の報復であるとみなすことであった。伊藤は、他の新聞社に対する捜査も曾禰副統監に指示しているが、それは、「報償金ハ独リ大韓毎日申報社ノミナラス他ノ新聞社等ニ於テモ募集シ取扱ヒタルニ、毎日申報社関係ノ分ノミ峻厳ナル調査ヲ為シ他ノ方面ヲ不問ニ付セハ、是レ畜ニ本官当初ノ目的ニ反スルノミナラス、世上ニテ当方ニ於テハ単ニ「ベッセル」追究ノ目的ニ出テタルモノト評スルニ弁解ノ辞ナキ」²⁴⁾に至るとの理由からであった。すなわち、偏った捜査は、イギリスの日本に対する疑念を増長させかねないと考えたのである。また、梁の取り調べに際しては、ベッセル裁判での証言には触れないよう、注意を与えている²⁵⁾。

先述したように、韓国警察および統監府は、梁起鐸の陳述に従い、皇城、帝国の2新聞社や仁川准豊銀行 (Hongkong & Shanghai Bank) など、新聞社、関連銀行に対し捜索を進めた²⁶⁾。また、各国総領事からも回答を得ながら調査を進展させた。しかしこの捜査においても、駐韓イギリス総領事は、「其目的ヲ反問シ来リタルノミナラス、梁ノ取扱甚タ不規則ナルヲ非難シ、且梁ニ対スル告発状ヲ請求シ、然ラハ之ヲ送付セバ「ベッセル」ノ訊問ニ着手スルヤトノ問ニ対シテモ言ヲ左右ニシシ、確答ヲ避ケ」²⁷⁾という状況であった。またベッセルによれば、イギリス総領事はベッセルに対する調査を行わなかった²⁸⁾。統監府とイギリス総領事は、梁の取り扱いをめぐる対立し、イギリス総領事は統監府に対し非協力的態度をとったのである。

統監府からの情報によって、外務省では、「本件ノ経過ニ顧ミレハ、将来終ニ「ベッセル」ヲ被告

²²⁾ 伊藤統監発曾禰副統監あて第4号, 1908.7.22 (『駐韓公使館記録』33, p. 4), 駐日イギリス大使発寺内臨時兼任外相あて公文, 1908.7.19 (外務省外交史料館蔵「韓国国債報償金費消関係者大韓毎日申報記者梁起鐸在京城英國総領事ニ於テ引渡拒絶一件」(4/1/8/27) 所収)。

²³⁾ 前掲伊藤統監発曾禰副統監あて第4号 (『駐韓公使館記録』33, p. 4)。

²⁴⁾ 伊藤統監発曾禰副統監あて第14号, 1908.8.5 (『駐韓公使館記録』33, p. 26)。

²⁵⁾ 伊藤統監発曾禰副統監あて第5号, 1908.7.22 (『駐韓公使館記録』33, pp. 4-5)。

²⁶⁾ 前掲丸山警視総監発伊藤統監あて警秘第268号 (『駐韓公使館記録』33, pp. 10-12)。

²⁷⁾ 曾禰副統監発寺内兼任外相あて第126号, 1908.7.26 (『日外文』41/1, p. 792)。

²⁸⁾ 曾禰副統監発寺内兼任外相あて第129号, 1908.7.29 (『日外文』41/1, p. 793)。

トシテ英国ノ領事裁判ニ訴ヘ出テサルヲ辞セスニ至ルヤモ知レス。其ノ場合ニ於テ英総領事従来ノ態度ニ依レハ或ハ告訴ヲ受理セサルコトナシトモ限ラス、果シテ然ルトキハ当方ニテハ国際談判ニ移スノ外ナク、随テ英国政府ヲシテ「オークワード、ポジション」[awkward position：不利な立場]ニ立タシメサルヘカラサル」との判断から、駐日イギリス大使に事実関係を通報するためにも、梁起鐸抑留の経過、駐韓イギリス総領事の態度について明らかにしておく必要を感じ、統監府に詳細な情報を報告するよう、さらに指示を与えた²⁹⁾。外務省や伊藤統監は、今後の経過によっては、ベッセルを領事裁判に告訴することもありうるが、現在の状況では、イギリス総領事が告訴状を受理しないことも考えられ、双方の見解が食い違った状態で国際談判（おそらく国際仲裁裁判を指す）を行うことはイギリス政府の立場を悪化させかねないと憂慮したのである。

一方、統監府は、駐韓イギリス総領事の非協力的態度のためベッセルに対する捜査が進展しない以上、ベッセルを告訴した上で裁判上の取り調べを行うしかないと判断した。7月29日、統監府は、ソウル理事官三浦弥五郎を通じて、イギリス総領事に国債報償金取り調べについて照会したところ、30日、イギリス総領事は、この手続きがイギリスの司法上の原則に反するものであるとして統監府への協力を拒絶した³⁰⁾。もとより統監府はベッセルを不正事件の主犯であるとみなし、ソウル地方裁判所検事長と意見を調整しながら梁起鐸の起訴とともにベッセルの告訴も視野に入れていた。しかし、「報償金費消ノ形跡アリト雖モ、事件ノ性質上之ヲ立証スルハ困難ナリ。殊ニ韓国ノ刑法ニテハ費^(???)清シタル寄托金ヲ即時ニ償還スルトキハ罪トナラサルニヨリ、事件ノ真相サヘ判明セハ、強テ追窮セサル積³¹⁾」と、ベッセルによる報償金横領という構図が提示されれば、韓国内でベッセルに対する反感が高まるであろうと予測し、あえて法的処置をとる必要を統監府は感じていなかった。しかし30日、イギリス総領事の協力拒否に直面すると、ベッセルに対する告訴状の起草に着手した³²⁾。統監府は、ベッセルを告訴しなければ報償金費消事件の全貌を明らかにしえないと考えたからである。

外務省は、梁起鐸の保釈を要求する7月19日付のイギリス外務省の公文に対し、8月1日、伊藤統監を通じて駐日イギリス大使へ回答を手交した³³⁾。その回答文で、外務省は、韓国には保釈制度がないため梁の保釈を許すことはできないこと、梁への面会は可能だが、国債報償金事件に関しては韓国の弁護士以外との面会を拒絶すること、速やかに公判を行うこと、公判を公開すること、の4点をイギリス側に通知した³⁴⁾。梁の保釈以外は、大筋でイギリス側の要求を受け入れたのである。

²⁹⁾ 伊藤統監発曾禰副統監あて第8号、1908.7.28（『駐韓公使館記録』33, p. 13）。

³⁰⁾ 前掲曾禰副統監発伊藤統監あて第24号（『駐韓公使館記録』33, p. 16）。

³¹⁾ 前掲曾禰副統監発寺内兼任外相あて第129号（『日外文』41/1, p. 793）。

³²⁾ 前掲曾禰副統監発伊藤統監あて第24号（『駐韓公使館記録』33, pp. 16-17）。

³³⁾ 寺内兼任外相発駐日イギリス大使あて機密送第12号、1908.8.1（『駐韓公使館記録』33, pp. 27-28）。

³⁴⁾ なお、寺内臨時兼任外相が駐日イギリス大使に回答を送った8月1日、「民刑訴訟規則」（1908.7.13制定、法律第13号、全177条）が施行され、保釈制度が整備された。梁起鐸を拘束、抑留したのが7月中旬であったことを併せ考えると、統監府および韓国警察は、司法制度改革が整備される前に梁を拘束する必要性を感じたと推測される。

また、梁の抑留が、ベッセル裁判における梁の証言とは一切関係がないことを改めて強調した。外務省のイギリス大使への回答を受け、伊藤統監は、上記4点の趣旨を曾禰副統監に通知し、「其通実行出来サレハ当方ニ取りテハ非常ナル困難ヲ惹起スヘキニ付キ、右ノ通正確ニ実行スル様、各官憲ニ厳訓」するよう指示を与えた³⁵⁾。また、上記の方針を通知した際、伊藤は、「警察部内ニテハ初ヨリ「ベッセル」ヲ罪人ノ如ク見做シテ調査スルノ嫌アリ。是レ官憲ノ最モ慎ムヘキコトナリ。梁起澤裁判ノ結果、有罪ノ嫌疑動スヘカラサルニ至レハ兎モ角モ、其迄ハ決シテ罪人視スヘキモノニアラス」と述べ、丸山警視総監に訓戒を与えるよう、併せて曾禰に命じた³⁶⁾。

しかし統監府および韓国警察は、国債報償金費消事件の主犯をベッセルと確信し、梁起鐸の起訴と同時にベッセルを告訴する必要から、さらに手続きを具体化させた³⁷⁾。これに対し、伊藤統監は、「梁起鐸ハ韓人ナレハ韓国国法ニ随ヒ刑事裁判ニ移スモ差支ナシト雖、^{〔マヤ〕}「ベッセル」ヲ英国ノ領事裁判ニ訴フルニ於テハ、民事訴訟トシテ寄托金ヲ全部報償会ニ返却セシムルノ訴ヲ起スノ外ナシ。初ヨリ費消罪ノ主犯トシテ刑事裁判ヲ要求スルハ穩当ナラス」³⁸⁾として、ベッセルに対する刑事告訴については自重を求めた。伊藤の提言により、統監府もベッセルの告訴をあきらめ、「^{〔マヤ〕}「ベッセル」ハ暫ラク差措キ、先ツ梁起鐸ヲ起訴シ、其公判ノ進行ニ随ヒ英国総領事ニ対シ「ベッセル」ノ取調ヲ要求スルコトトシ、尚其結果同人ニ対シ刑事上ノ訴訟ヲ起スノ理由充分ナルニ於テハ其時ニ到リ起訴スル」³⁹⁾ことに決定した。ベッセルの告訴は、梁に対する公判の過程で必要に応じて行うことにしたのである。逆にいえば、ベッセルを告訴するためにまず梁に対する公判を行うことにした。

ところが実際には、梁起鐸の起訴についても問題があった。曾禰副統監は、「今日迄蒐集シタル証拠ノミニテハ、梁ヲ有罪トシテ処分スルノ見込充分ナラス。然レトモ本件ノ真相サヘ判明セハ、敢テ罪人ヲ出サストモ調査ノ目的ヲ達シタルモノトシテ満足スルノ外ナシ」⁴⁰⁾と、梁の有罪を立証することも実際には十分でない旨を伊藤統監に報告している。伊藤はこの報告を受け、現地官憲への不満をあらわにした。伊藤は、7月14日に離任して日本に帰国する際、丸山警視総監に梁を罪人扱いして捜査を進めないよう訓戒したにもかかわらず、丸山が探偵報告によって調査を進め、梁の罪状が不明確なまま7月18日にソウル地方裁判所に交付（送検）したことを問責した⁴¹⁾。その上でベッセルへの告訴についても、「梁ヲ有罪トシテ処分スルノ見込充分ナラサルニ於テハ、^{〔マヤ〕}「ベッセル」ニ対スル裁判ノ要求ハ民刑事ヲ問ハス固ヨリ無用」として、今後、慎重な調査を行うよう訓令した⁴²⁾。伊藤が恐れたのは、梁およびベッセルに対する告訴において、「外国官憲トノ交渉ノ已ムヲ得サル事故アルヲ

35) 伊藤統監発曾禰副統監あて第11号, 1908.8.1 (『駐韓公使館記録』33, p. 21)。

36) 同上, p. 22。

37) 曾禰副統監発伊藤統監 (在大森) あて第28号, 1908.8.2 (『駐韓公使館記録』33, pp. 22-23)。

38) 伊藤統監発曾禰副統監あて第13号, 1908.8.4 (『駐韓公使館記録』33, pp. 23-24)。

39) 曾禰副統監発伊藤統監 (在大森) あて第31号, 1908.8.4 (『駐韓公使館記録』33, p. 25)。

40) 同上。

41) 前掲伊藤統監発曾禰副統監あて第14号 (『駐韓公使館記録』33, p. 26)。

42) 同上, p. 27。

慮り、我カ保護政治＝瑕瑾ヲ残スノ拙劣＝陥⁴³⁾ることだったのである。

ところで8月1日現在、梁起鐸は、7月12日以来すでに半月以上にわたって韓国警察に留置されていた。梁は、長期間にわたる非衛生的な抑留により体調に支障を来したとされる。駐韓イギリス総領事は、梁と面会した大韓毎日申報社長マーナム (Alfred W. Marnham) の情報をもとに、三浦ソウル理事官を通じ、梁の取り扱いについて、8月1日、統監府に抗議した。その内容は、「十畳内外ノ小室ニ十九名同居シ、身体瘦セ、精神衰へ、談話スルノ気力サヘナシ」という梁の収監状況の改善であった。これについて三浦は、梁を特別扱いすることは不可能である点、過去に比して韓国の収監状況は改善されている点を挙げ、イギリス総領事の要求をしりぞけた⁴⁴⁾。伊藤統監は、上記の報告を受け、三浦のイギリス総領事への対応を不適切とした上で、「梁起鐸ノ未決囚トシテノ取扱ハ可成寛大ニシ、外国人ヲシテ後日批難ノ種ト為サシメサルコト最モ必要ナリ⁴⁵⁾」と曾禰副統監へ指示した。伊藤は、韓国警察および統監府による梁への処遇が、諸列強からの非難を招きかねないことを懸念したのである。

8月5日、駐日イギリス大使から、私信によって梁起鐸の処遇改善依頼を受けた伊藤統監は、8月8日、イギリス大使に、梁の健康状態と、これまでの処遇改善策について述べるとともに、梁を官立大韓病院に入院させることを回答した⁴⁶⁾。さらに曾禰副統監に対し、「梁起鐸^{〔イマ〕}ハ、報償金消費事件ノ調査ニ就テハ、当方ニ於テモ英国側ニ於テモ共ニ必要アル証人ナルヲ以テ、此ノ際残酷ナル待遇ノ為メニ、万一死亡スルカ如キコトアレハ双方ニ取りテ不利益アルノミナラス、我カ政略上ニモ由々敷影響ヲ及スノ虞アル」との判断にもとづき梁の入院治療を指示した⁴⁷⁾。統監府側は梁の入院について難色を示したが、伊藤の再三にわたる訓令によって、韓国警察では梁を在監のまま大韓病院に入院させることにした⁴⁸⁾。

また、ソウル地方裁判所検事長中川一介は、8月7日、ソウル地方裁判所に梁起鐸を起訴し、公判は8月15日に開始されることとなった⁴⁹⁾。こうしてイギリス側の要求を入れ、在監のまま梁を入院させるとともに、梁に対する公判がまもなく開始されることとなった。

4. 梁起鐸引き渡しをめぐる日英交渉

ところが8月11日、在監のまま大韓病院に入院するはずが、監獄看守部長の手違いにより、梁起

⁴³⁾ 同上。

⁴⁴⁾ 前掲曾禰副統監発伊藤統監あて第28号 (『駐韓公使館記録』33, p. 23)。

⁴⁵⁾ 前掲伊藤統監発曾禰副統監あて第13号 (『駐韓公使館記録』33, p. 24)。

⁴⁶⁾ 伊藤統監発駐日イギリス大使あて回答, 1908.8.8 (『駐韓公使館記録』33, pp. 36-37)。

⁴⁷⁾ 伊藤統監発曾禰副統監あて第15号, 1908.8.8 (『駐韓公使館記録』33, p. 33)。

⁴⁸⁾ 曾禰副統監発伊藤統監 (在名古屋) あて第40号, 1908.8.10 (『駐韓公使館記録』33, pp. 40-41), 曾禰副統監発伊藤統監あて第41号, 1908.8.11 (同, pp. 42-43)。

⁴⁹⁾ 前掲曾禰副統監発伊藤統監あて第41号 (『駐韓公使館記録』33, p. 43), 曾禰副統監発寺内兼任外相あて第146号, 1908.8.15 (『日外文』41/1, pp. 799-800)。

鐸は釈放されると同時に大韓毎日申報社（ベッセル宅との情報もある）に身を隠してしまった⁵⁰⁾。統監府側はマーナムに梁の引き渡しを求めたが、駐韓イギリス総領事の命令がなければ引き渡しには応じられないとのマーナムの回答により、「三浦理事官ハ英韓条約第三条ニ基キ同総領事ニ対シ梁ノ引渡ヲ請求シタル処、同条第九項ニ韓国ノ国法ヲ犯シタル韓国人ニシテ英国人ノ家宅ニ潜伏スルトキハ、英国領事官憲ハ韓国官憲ノ請求ニ応シ其引渡ノ手続ヲ為スヘキ規定アルニ拘ハラス、故ラニ本国政府ニ伺出テ其訓令アルニアラサレハ引渡ノ請求ニ応スル能ハストテ三浦理事官ノ交渉ヲ拒絶」⁵¹⁾した。三浦理事官の引き渡し要求に対し、イギリス総領事はこれを拒否したのである。そこで統監府は、イギリス総領事の対応が「韓英修好通商条約」第3条9項に反しているとして、外務省にイギリス外務省に照会するよう求めた⁵²⁾。

在韓日英官憲間の齟齬を懸念した外務省は、事態打開のため、8月13日、駐イギリス臨時代理大使陸奥広吉を通じてイギリス外相に状況を説明するとともに、梁起鐸の引き渡しを駐韓イギリス総領事に訓令してくれるよう申し入れた⁵³⁾。ところが同日、外務省は梁起鐸事件について、「日本政府ノ行動ハ徒ニ外間ノ嫌疑ヲ招クニ止リ甚不利ト思ハル。……英国輿論此カ為メ八釜シカルヘク、而カモ本大臣「エドワード・グレイ」〔Edward Grey〕ハ議會ニ於テ之ヲ弁護スルコト克ハス」⁵⁴⁾とのイギリス側の報に接した。イギリス政府との行き違いに対し外務省は、翌日、陸奥駐英臨時代理大使を通じて、「梁ハ韓国人ニシテ、委託金費消罪ノ嫌疑ニ依リ韓国官憲ニ於テ之ヲ拘留シタルモノニテ、右拘留ハ英国人ノ権利ヲ毀損シタルモノニアラス。然ルニ英国総領事ニ於テ条約ノ明文アルニ拘ハラス、之カ引渡ヲ拒ムニ於テハ犯人庇護ノ誹ヲ免レサルヘシ。梁カ入檻中苛酷ノ扱ヲ受ケ、重病ニ罹レル旨ノ風説ヲ為セルモノアリシモ此等風説ノ根拠ナカリシハ佐藤〔進〕軍医総監ノ診断並ニ出獄後直ニ「ベセル」宅ニ逃込ミタル事実ニテ明白ナリ」⁵⁵⁾と、事実関係をイギリス外務省に説明するとともに、梁引き渡しに関するイギリス総領事への訓令を改めて請求した。

一方、先述した通り梁起鐸の公判開始は8月15日に予定されていたが、駐韓イギリス総領事の梁引き渡し拒絶により、公判開始を延期せざるをえなくなった。8月11日および13日、三浦ソウル理事官はイギリス総領事に梁の引き渡しを請求した。13日、イギリス総領事は梁の引き渡しを拒否する一方で、梁に対する欠席裁判が行われることへの危惧から、「検事ニ対シ裁判延期ヲ請求セラレシト」を要求したが、三浦は「韓国ノ裁判所ハ自国ノ国法ヲ犯シタル自国人ノ裁判ヲ為スニ当リ、外国領事ノ干与ヲ受クヘキモノニ非ス」と、これを拒絶し⁵⁶⁾、さらにイギリス総領事に対し、40時間以

50) 前掲曾禰副統監寺内兼任外相あて第141号（『日外文』41/1, p. 794）。

51) 同上。

52) 同上。

53) 林 外相陸奥駐英臨時代理大使あて第74号，1908.8.13（『日外文』41/1, pp. 795-796）。

54) 寺内兼任外相陸奥曾禰副統監あて第142号，1908.8.13（『日外文』41/1, p. 795）。

55) 寺内兼任外相陸奥駐英臨時代理大使あて第76号，1908.8.14（『日外文』41/1, p. 798）。

56) 曾禰副統監寺内兼任外相あて第143号，1908.8.14（『日外文』41/1, p. 796）。

内の梁の引き渡しを要求したとされる⁵⁷⁾。これに対し、8月15日、イギリス総領事は、今後、三浦を交渉相手としない旨を表明するに至った⁵⁸⁾。ここに至って、両者の対立は頂点に達した。公判開始の延期を回避したい統監府は、「公判期日マテニ（明後日午前九時）梁ノ引渡ヲ為ス様」、イギリス大使との交渉による解決を外務省に請願した⁵⁹⁾。外務省は、イギリス大使と交渉を行ったが、イギリス大使との交渉では問題を解決することができないとともに、イギリス政府がイギリス総領事に訓令を与えることが日程上困難であるという理由から、イギリス政府から回答があるまで公判を延期するよう統監府に指示した⁶⁰⁾。その一方で、外務省は、陸奥駐英臨時代理大使を通じてイギリス政府との交渉を図るとともに、イギリスの対日世論を抑えるため、梁起鐸事件の事実経過を『タイムス』紙上で発表することも視野に入れるよう陸奥に訓令した⁶¹⁾。14日、陸奥はイギリス外務省次官補ラングレー（Walter Langley）と会談し、外務省の意向を申し入れた。ラングレーは、外務省による梁の引き渡し要求に応じるとしながらも梁の病状によっては引き渡しを延期するよう求めたが、陸奥はこれを承諾しなかった⁶²⁾。日本側は、あくまでも梁の即時引き渡しを求めたのである。

8月16日、駐日イギリス大使は、イギリス外務省の意向について外務省に次のように通知した⁶³⁾。イギリス外務省は、梁起鐸の「出獄」後の行動について日本側がこれを問わないことを希望する。さらに、「若シ当該官憲ニ於テ梁ノ引渡ヲ受ケタル後、免訴（ノルレ、プロセキユイ〔nolle prosequi〕）ノ言渡ヲ為シ、本人ヲ放免スヘキ旨日本政府ヨリ内密ニ保証セラル、トキハ、公衆ハ之ヲ以テ同官憲ノ恩典ト看做スヘク、且同官憲ニ於テ苛酷ナル待遇ヲナスカ如キ感情、今ヤ漸ク加ハルニ至リタルモ、之カ為一掃スルノ効果アルヘシ」と提案した。すなわち、梁の免訴、放免を外務省がイギリス外務省に内密に保証することにより、関係官憲は信頼を勝ち取りうるとともに、現在のイギリス国民の対日悪感情も一掃できるであろうという收拾策を外務省に提議したのである。

このイギリス外務省の提案に対し、統監府は、公判後の無罪判決は構わないとしながらも、「本件ハ既ニ京城地方裁判所検事長ヨリ起訴状ヲ提出シ、同裁判所ニ於テ之ヲ受理シ公判ヲ開廷スルノ運ニ至リタルニ、英国総領事ガ条約上ノ明文アルニ拘ハラス引渡ヲ拒絶シタルカ為メ、斯カル簡單明瞭ナル地方事件ヨリ国際交渉ヲ惹起シタル次第ナレハ、今日ニ至リ梁ヲ免訴スルガ如キハ全然不可ノコトニ属ス」⁶⁴⁾として、梁起鐸の免訴放免については拒否すべきであると外務省に主張した。そして8月18日、臨時兼任外務大臣寺内正毅は、駐日イギリス大使に以下の内容を含む覚書を手交した⁶⁵⁾。す

57) 寺内兼任外相発曾禰副統監あて第149号、1908.8.15（『日外文』41/1, p. 800）。

58) 曾禰副統監発寺内兼任外相あて第149号、1908.8.17（『日外文』41/1, p. 803）。

59) 前掲曾禰副統監発寺内兼任外相あて第143号（『日外文』41/1, p. 797）。

60) 寺内兼任外相発曾禰副統監あて第147号、1908.8.14（『日外文』41/1, p. 798）。

61) 林外務大臣発駐英陸奥臨時代理大使あて第75号、1908.8.14（『日外文』41/1, p. 796）。

62) 陸奥駐英臨時代理大使発寺内兼任外相あて第70号、1908.8.15（『日外文』41/1, pp. 800-801）。

63) 寺内兼任外相発曾禰副統監あて第151号、1908.8.16（『日外文』41/1, pp. 802-803）。

64) 曾禰副統監発伊藤統監（在大阪）あて第53号、1908.8.17（『駐韓公使館記録』33, p. 67）。

65) 寺内兼任外相発陸奥駐英臨時代理大使（第77号）、曾禰副統監（第155号）、伊藤統監（在宇治）各あて報告、1908.8.18（『日外文』41/1, pp. 806-807）。

なわち、治療を理由として梁の引き渡しを延期することは了承しない。イギリス政府に対する日本政府の好意を示すため、梁の「出獄」後の所為については問わない。イギリス政府が希望する梁の免訴保証については、受け入れることができない。本件は、イギリスが報告を受けた事実とは異なり、ベッセル裁判とは関係なく、イギリス政府およびイギリス国民の権利利益に損害を及ぼすものではないという4点であった。そして、梁の引き渡しに速やかに応じるよう求めた。

一方、8月17日、駐日イギリス大使は、駐韓イギリス総領事に対し「我条約上ノ義務ニ顧ミ、且若シ梁ニシテ病状重態ナルニ於テハ病院ニ送ラルヘキ筈ナルコトヲモ考量スルニ、即時且無条件ニテ本人ヲ引渡スヘキ」⁶⁶⁾ことを訓令した。ところが、イギリス大使からの訓令にもかかわらず、イギリス総領事は、梁起鐸の引き渡しに応じなかった。これに対し伊藤統監は、寺内臨時兼任外相に「曾禰副統監ヨリ其後ノ状況報告ヲ徵セラレ尙引渡ヲ為シ居ラサルニ於テハ、閣下ヨリ在英代理大使ニ電訓セラレ、「コーボン」ハ本国政府ノ訓令ヲ実施セストノ「インハウメイション」ヲ英政府ニ与ヘラレテハ如何」⁶⁷⁾と提言した。また、統監府も、関係書類を送付するとともに、「在英大使ニ対シ、「コウバアン」ノ処分ヲ請求セラレタシ」⁶⁸⁾と、イギリス総領事の更迭をイギリス外務省に請求するよう外務省に依頼した。日本が問題視したのは、8月11日および13日の交渉以後の、三浦ソウル理事官に対するイギリス総領事の交渉拒否であった。

駐韓イギリス総領事の姿勢を問おうとする外務省に対し、イギリス外務省は、駐日イギリス大使を通じて、同問題を結了させるよう求めた。イギリス外務省は、イギリス総領事が統監府にあてた照会を撤回するという措置をもって問題の解決を図っており、日本が「近頃新聞紙上ニ散見スルカ如ク、「コーボン」ノ認可状ヲ取消スカ如キ措置ニ出テラルトキハ、英政府モ余儀ナク三浦ト「コーボン」間ノ往復文書ニ巨細ノ審査ヲ遂ケ、之ニ依テ抗議ヲ提スルニ至ルヘク、此ノ如キハ日英同盟ノ軽重ヲ疑ハシムルノ外、何等利益ナク最モ忌ムヘキノ現象」⁶⁹⁾であると応答している。イギリス政府は、日英同盟を重視する立場から日本とのこれ以上の軋轢を望まなかったのであり、それは日本側も同様であった。統監府は以後、イギリス総領事をさかんに攻撃する在韓日本新聞社や通信社の活動を規制するなどの対策をとっているからである⁷⁰⁾。また、外務省はイギリス外務省の求めを入れ、統監府にも同問題の結了を通知している⁷¹⁾。このような中で、梁起鐸の引き渡しは、8月21日午前10時に行われた⁷²⁾。

⁶⁶⁾ 寺内兼任外相発曾禰副統監あて第154号、1908.8.18 (『日外文』41/1, p. 806)。

⁶⁷⁾ 伊藤統監 (在岐阜) 発寺内兼任外相あて電報、1908.8.20 (『日外文』41/1, pp. 808-809)。

⁶⁸⁾ 曾禰副統監発寺内兼任外相あて第154号、1908.8.20 (『日外文』41/1, p. 809)。

⁶⁹⁾ 寺内兼任外相発伊藤統監 (在箱根) および曾禰副統監 (第162号) あて電報、1908.8.25 (『日外文』41/1, p. 813)。

⁷⁰⁾ 曾禰副統監発寺内兼任外相あて第167号、1908.8.26 (『日外文』41/1, p. 817)。

⁷¹⁾ 小村外相発曾禰副統監あて第169号、1908.9.3 (前掲外務省外交史料館蔵「韓国債報償金消費関係者大韓毎日申報記者梁起鐸在京城英国総領事ニ於テ引渡拒絶一件」)。

⁷²⁾ 曾禰副統監発寺内兼任外相あて第157号、1908.8.21 (『日外文』41/1, p. 810)。

ではなぜ、駐韓イギリス総領事は、当初から梁起鐸の放免を要求し、また梁の大韓毎日申報社への避身後、引き渡しを拒否し続けたのであろうか。先述したように、イギリス総領事側は、ベッセル裁判に梁が出廷した際の保証を守らなかったことをその理由とした。イギリス外務省も、ベッセル裁判とのかかわりから韓国警察による梁の抑留を早くから問題視していたこと⁷³⁾を考えると、イギリス総領事の行動がイギリス側の外交姿勢を大きく逸脱したものとはいえない。しかし統監府は、「英国総領事カ当初ヨリ頻ニ梁ノ放免ヲ要求シ、且ツ之ヲ病院ニ移サンコトヲ希望スルノ事情アリ。之ヲ察スレハ、本件ノ関係者等ニ於テ梁ガ真実ノ証言ヲ為スコトヲ虞レ、予メ打合ヲ為シ置カントスルカノ如シ」⁷⁴⁾と推測した。すなわち統監府は、イギリス総領事がさかんに統監府に梁の放免を迫り、また梁の引き渡しに応じなかった理由として、国債報償金費消疑惑にベッセルだけでなくイギリス総領事も関与しており、その露見を恐れたためと見たのである。また後日、マクドナルド駐日イギリス大使は、イギリス総領事の報告をもとに、伊藤統監、統監府総務長官鶴原定吉、統監府外務部長鍋島桂次郎の不在が統監府とイギリス総領事との食い違いを促進させたとの見解をイギリス外務省に報告している⁷⁵⁾。伊藤が統監府および韓国警察の捜査に不満を抱いていたのは先述した通りであるが、伊藤らの不在が、梁起鐸事件の処理をめぐって統監府とイギリス総領事の感情的対立の一因ともなったのである。

5. 梁起鐸裁判

8月7日に起訴された梁起鐸に対する公判は、同月31日開始された⁷⁶⁾。31日、冒頭手続が行われ、9月3日（第2回公判）、同15日（第3回公判）、同25日（第4回公判）を経て、同29日、ソウル地方裁判所は、梁起鐸に対し無罪を宣告した。国債報償金費消疑惑の内容が、どのようなものであったのかについては、本稿が関心を寄せるところではない⁷⁷⁾。ここでは梁起鐸裁判を概観した上で、無罪による問題処理について日英外交交渉との関連から考察する。

起訴状によれば、梁起鐸の訴因は義援金横領にあった。大韓毎日申報社に設置された総合所に直接集められた義援金は1908年4月30日現在で少なくとも132,982円32銭に上っていたが、5月30日付『大韓毎日申報』広告によれば、同総合所が義援者から直接受け取った義援金総額は61,041円33銭であり、義援金中、実収義援金との差額71,939円98銭8厘を横領したというのであった。横領金の使用明細は、ベッセル名義でマルタンに27,500円貸与、金鉱会社株券買い入れ代金としてコールブラン・ポストウィック・ディベロップカンパニーに25,000円の支払い、在仁川香港上海銀行代理店預け入

⁷³⁾ 「韓人梁起鐸事件」報告（駐イギリス日本大使館野）、1908.9.10（前掲外務省外交史料館蔵「韓国国債報償金費消関係者大韓毎日申報記者梁起鐸在京城英国総領事ニ於テ引渡拒絶一件」）。

⁷⁴⁾ 前掲曾禰副統監発伊藤統監あて第40号（『駐韓公使館記録』33, p. 41）。

⁷⁵⁾ 前掲“Annual Report on Japan for the year 1908”, FO371/688, pp. 176-177。

⁷⁶⁾ 若林警視総監発伊藤統監あて警秘第292号, 1908.8.31（『駐韓公使館記録』33, p. 124）。

⁷⁷⁾ 国債報償金費消事件の具体的な内容については、前掲田口[1988]などを参照。

れ分30,000円（4月までに引き出した後、使途不明）とされた⁷⁸⁾。梁の罰条は刑法（1905.4.29制定、法律第2号）第600条の詐欺罪に該当し、同第595条窃盗律に準じて処分が請求された⁷⁹⁾。

起訴事実に関し、梁起鐸は第2回公判で、自らは総合所の役員としては名義のみで実務にはかわらず、またマルタンへの金銭貸与、金鉱会社株券買い入れについては全く無関係とした。梁は、国債報償金に関する事務はすべてベッセルの指揮によったとしており、新聞広告もベッセルの指示によるものだと陳述した⁸⁰⁾。検事の証人要請により、第3回公判にベッセルおよびマルタンが証人として出廷し証言を行った⁸¹⁾。ベッセルは、受入金の預け入れ、貸し付けは梁の関知するところではなかったと証言した⁸²⁾。国債報償金の使用明細はほぼ起訴状通りであるが、ベッセルは、1908年4月30日までの受入金額を61,000円としており、その受入金額をすべて銀行に預け入れているかのよう
に広告したことは自分の過失であると述べた⁸³⁾。第4回公判には、駐韓アメリカ総領事から回送されたコールプランの調書が提出された。検事はこの公判で、大韓毎日申報社および総合所における国債報償金の処置責任を梁に帰することはできないと弁論し、証拠不十分のため公訴の主張を放棄して梁の無罪を請求し、結審した⁸⁴⁾。ソウル地方裁判所は9月29日、梁に対し無罪を宣告した⁸⁵⁾。第4回公判直後、裁判所は梁の保釈手続きをとり、同日梁は出監し、広濟病院で療養した後、10月5日大韓毎日申報社に戻った⁸⁶⁾。なお先述したように公判は公開され、在韓イギリス人だけでなく韓国人も傍聴に訪れた⁸⁷⁾。また公判記録は、当時ソウルで発行されていた『The Seoul Press』、『京城日報』をはじめ『The Japan Weekly Chronicle』（発行地神戸）、『The Japan Mail』（同横浜）の各紙で報道された⁸⁸⁾。

それでは、統監府は何のために梁起鐸裁判を起こしたのであろうか。田口容三は、ベッセルの国外追放、『大韓毎日申報』の廃刊、国債報償運動の失敗を印象づけることにその狙いがあったと指摘した⁸⁹⁾。しかし、前者2点については疑問が残る。イギリスがその領事裁判権をもつベッセルを国外追放することは困難であり、また、すでに大韓毎日申報社の発行人をマーナムに譲っていたため、ベッセルに対する攻撃は『大韓毎日申報』の廃刊につながるようなものではなかったからである。ベッ

78) 前掲曾禰副統監発寺内兼任外相あて第146号（『日外文』41/1, pp. 799-800）。

79) 同上, p. 800。

80) 曾禰副統監発伊藤統監（在大磯）あて機密統発第5813号付属書, 1908.9.29（『駐韓公使館記録』33, p. 405）。

81) 小村外相発伊藤統監あて第2号, 1908.9.5（『駐韓公使館記録』33, p. 112）、曾禰副統監発伊藤統監あて第100号, 1908.9.16（『駐韓公使館記録』33, pp. 135-136）。

82) 前掲曾禰副統監発伊藤統監あて機密統発第5813号付属書（『駐韓公使館記録』33, p. 405）。

83) 同上, pp. 405-406。

84) 若林警視総監発伊藤統監あて警秘第307号, 1908.9.25（『駐韓公使館記録』33, p. 139）。

85) 倉富法部次官発曾禰副統監あて刑報第1764号付属書, 1908.9.30（『駐韓公使館記録』33, pp. 401-402）。

86) 曾禰副統監発伊藤統監あて第127号, 1908.10.7（『駐韓公使館記録』33, p. 140）

87) 前掲若林警視総監発伊藤統監あて警秘第292号（『駐韓公使館記録』33, pp. 125-126）。

88) 鄭晋錫「국채보상의 연금에 관한 梁起鐸 재판」(前掲『日帝經濟侵略과 国債報償運動』p. 246) 参照。

89) 前掲田口容三 [1988] p. 21。

セルには6ヶ月間の善行保証が課せられており、第1次裁判後の経過を考えても、少なくとも統監府側がベッセル追放の緊急性を感じていたとは考えにくい⁹⁰⁾。梁起鐸裁判の狙いは、この裁判過程で明らかになる国債報償金の横領疑惑に伴って、大韓毎日申報社およびベッセルの信頼が失墜することにあった。元来、国債報償運動を国権回復運動の一環としてとらえていた統監府にとって、報償金の横領自体は問題視すべきものではなかった。この横領疑惑によって、ベッセルを告訴することも統監府内部では協議されたが、裁判の手續き上の問題から見送られたのは、先に述べた通りである。無罪放免後の梁起鐸の行動およびベッセルに対する今後の方針について意見を問うた伊藤統監に対し、曾禰副統監は次のように答えている。梁起鐸裁判により「国債報償金ノ取扱方判明シ、一般世人ハ「ベセル」カ誠実ヲ以テ公金ノ保管ニ任セサリシ事情ヲ審ニシタルニヨリ、本件調査ノ目的ハ充分ニ達セラレタルモノト認ム」⁹¹⁾と。梁起鐸裁判により、ベッセルが公金を誠実に保管していなかったことが周知のものとなることで、その目的は達せられたとしたのである。すなわち、ベッセルおよび大韓毎日申報への朝鮮民衆の信頼を失墜させることが、この裁判の目的だったのである。

国債報償金の取り扱いをめぐるベッセルの信用が失墜したことについては、国債報償運動側からも明らかである。総合所の義援金費消疑惑は、総合所内でも問題となった。義援金費消疑惑が表面化すると、8月初めに総合所は大韓毎日申報社から韓人商業会議所に移された。さらに、総合所評議員がベッセルに報償金の返還を要求したところ、「ベセル」ハ右金員ヲ英国総領事ノ保管ニ移スヘシト唱へ、然ラサレハ日本官憲ニ取り去ラル、ノ虞アリト論シタルニ、韓人等ハ右募集金ハ外国領事ニ渡スヘキモノニ非ス。宜シク之ヲ韓国ノ銀行ニ預ケルヘシト主張シタリト報アリ。……去ル十日右会議所ニ於テ役員ノ一人「リコウコウ」〔李康鎬〕ハ、報償金問題ニ付「ベセル」ト激論シ、「ベセル」退出ノ後「ベセル」ヲ暗殺スベシト公言シタリ」⁹²⁾と、ベッセルと総合所評議員は、義援金の取り扱いをめぐる対立した。さらに、韓人商業会議所で8月28日に開かれた会合において、義援金の措置について説明を求められたベッセルは、総合所の義援金をもって「其金鉞株券ヲ買入タルハ利殖ヲ図ランカ為メニシテ、今ヨリ三ヶ月ノ後、機械完備、鉞業着手ノ暁ニハ多大ノ利益ヲ受クルモノナレハ、国民カ其利益ニ依リ斯ノ僅少ノ基金ヲ以テ他日夫ノ巨額ノ負債ヲ償還スルヲ得ハ洵ニ本懐ナラスヤ」と答え、これに論駁した臨時評議員長韓錫振と激論を交わした⁹³⁾。以上見たように、報償金の取り扱いをめぐる総合所評議員はベッセルを問責しており、国債報償運動を進める朝鮮人とベッセルとの対立が深まったのが梁起鐸公判開始直前の状況であった。

また、梁起鐸に対する無罪判決について、田口は検事の面目を犠牲にして日英同盟関係維持を狙ったものであると評価している⁹⁴⁾が、同盟関係を掲げ、梁起鐸事件について日英両政府が対立を回避

⁹⁰⁾ 前掲拙稿 [2000] 参照。

⁹¹⁾ 前掲曾禰副統監発伊藤統監あて第127号 (『駐韓公使館記録』33, p. 140)。

⁹²⁾ 曾禰副統監発寺内兼任外相あて第145号, 1908.8.14 (『日外文』41/1, p. 797)。

⁹³⁾ 丸山警視総監発曾禰副統監あて警秘第291号, 1908.8.28 (『駐韓日本公使館記録』33, pp. 313-314)。

⁹⁴⁾ 前掲田口容三 [1988] p. 21。

したのは先に見たところである。さらにいえば、伊藤統監がこの裁判を通じて狙ったのは、新たな「裁判所構成法」（1908.1.1 施行）にもとづき設置した裁判所（1908.8.1 事務開始）に対する朝鮮民衆の信頼を勝ち取ることにあったと考えられる。伊藤は早くから梁起鐸裁判の判決を無罪とすべき旨をにおわせていたが、8月16日、曾禰副統監に次のように訓令している。

公明正大内外人何レノ側ヨリ見ルモ、至極尤モナリト思ハシムル判決ヲ下スコトナリ。殊ニ証拠調ニハ最モ注意ヲ要ス。警察ノ探偵報告ヲ基礎トシテ断案ヲ下スカ如キハ飽迄之ヲ避ケ、一ニ重キヲ証人ノ証言ニ措キテ本件ノ事実ヲ明白ナラシムルヲ期セサルヘカラス。若シ牽強付会ナル議論ヲ以テ、強テ有罪ノ判決ヲ為スカ如キコトアレハ、忽チ新ニ組織シタル韓国裁判所ノ信用ヲ墜シ、延ヒテ以テ治外法権撤回ニ関スル将来ノ施設ニモ影響ヲ及ホスヘシ⁹⁵⁾。

梁起鐸裁判では、内外人すべてが納得するような判決を示し、その証拠調べも客観的なものでなければならぬ。もし強引に有罪判決を下すようなことがあれば、新たに設置した韓国裁判所は信用を失い、結局は領事裁判権撤廃も困難なものとなるであろうと伊藤は位置づけている。起訴事実から疑わしかった梁起鐸の起訴であったので、これを強引に有罪とするよりもむしろ旧裁判所との差異を示すデモンストレーションとすべきであると考えたのであった。また曾禰も、梁の無罪判決に対し、「公明ナル裁判ニヨリ、従来ノ例ニ反シスル嫌疑者ニ対シス然無罪赦免ノ宣告ヲ与ヘタルノ事実ハ、内外人ヲシテ我が態度ノ公正ナルコトヲ信任センメタルガ如シ」⁹⁶⁾と評価している。従来積極的に梁に対する公判準備を行ってきた曾禰の真意はどうあれ、ここで従来韓国における裁判事例との違いを強調している点は考慮する必要があるであろう。

なお、ベッセルはその後、国債報償金不正事件をめぐる報道において名誉を毀損されたとして、『ノースチャイナ・デイリー・ニュース』を相手取って損害賠償を起こすとして上海に渡ったり⁹⁷⁾、韓国再帰後、英文雑誌の刊行準備を進める⁹⁸⁾などしていた。そして、1908年6月の第2次裁判直前に休刊した『Korea Daily News』を1909年1月30日に復刊させたが、1909年5月1日、ベッセルは36歳で死亡した⁹⁹⁾。

6. おわりに

以上、国債報償金費消事件と梁起鐸裁判について日英外交交渉の側面から考察した。以下、論点を整理しながら、梁起鐸裁判の目的とその歴史的意味をまとめる。

⁹⁵⁾ 伊藤統監（在舞子）発寺内兼任外相あて電報，1908.8.16（『日外文』41/1, p. 802）。

⁹⁶⁾ 前掲曾禰副統監発伊藤統監あて第127号（『駐韓公使館記録』33, p. 140）。

⁹⁷⁾ 曾禰副統監発伊藤統監あて第129号，1908.10.9（『駐韓公使館記録』33, pp. 141-142）。

⁹⁸⁾ 若林警視總監発曾禰副統監あて警秘第889号，1908.11.5（『駐韓公使館記録』33, pp. 389-390）。

⁹⁹⁾ 前掲鄭晋錫 [1987] pp. 454-456。

梁起鐸裁判は、韓国国民である梁起鐸による国債報償金横領疑惑をめぐって行われたものであるが、日本側の実際の目的は、イギリスの領事裁判権のためその取り締まりが困難であったベッセルへの攻撃にあった。統監府は、当初、義援金横領容疑でベッセルを刑事告訴しようとした。そして、刑事告訴が困難と判断すると、梁を起訴し、その公判の過程で明らかになる事実をもとにベッセルを告訴することを展望したのであった。すなわち、統監府は3度目のベッセル裁判を目したのであった。

ところが、駐韓イギリス総領事をはじめとするイギリス側の抗議により、梁起鐸事件は国際問題化していった。日本の再三にわたる否定にもかかわらず、梁起鐸の抑留を日本による報復措置とイギリス側がとらえたからである。こうして、梁の取り扱いをめぐって日英両者の齟齬、特に在韓出先機関の感情的食い違いは緊迫していった。この過程で、ベッセルへの告訴自体は困難なものとなっていったと考えられる。

日英両外務省の交渉の末、事態打開のため、梁起鐸の公判を行った上での無罪判決という処置がとられた。この処置は、一方では日英同盟による両者の関係を優先したものであり、他方では日本の保護政策下での司法制度改革を内外に宣伝することを狙ったものであった。しかし、これらの要素はあくまでも副次的なものである。日本側、特に統監府にとって最優先すべきは、梁の公判において、国債報償金の横領疑惑というベッセルの非行を明らかにすることだった。ベッセルの告訴が困難となった以上、統監府の射程は、ベッセルに対する朝鮮人の信頼をおとしめることにあるのである。梁の公判が近づく一方で、ベッセルは、義援金の取り扱いをめぐって国債報償運動の推進団体である総合所幹部からの問責に直面していた。日英同盟維持が目的であるならば、イギリス外務省による梁の免訴要求を入れれば足りたのである。しかしイギリス側の免訴要求をしりぞけた上で、公判で梁を無罪としたのは、義援金横領というベッセルの非行を公判という衆人環視の中で明らかにする必要があるからであった。この点に統監府が梁起鐸の公判にこだわった理由がある。

以上見たように、梁起鐸裁判は、イギリスの領事裁判権によりその取り締まりが困難であったベッセルに対し統監府がもくろんだ新たな攻撃であった。逆にいえば、韓国における各国の領事裁判権という条件下では、統監府はこのような対応策しかとりえなかったのである。